

理事の職務権限規程

制定 2022 年 5 月 24 日

（目的）

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人びーのびーの（以下「この法人」という。）の理事の職務権限を定め、業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（法令等の順守）

第 2 条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

（理事）

第 3 条 理事は、理事会を構成し、法令、定款及び理事会の議決に基づき職務を執行する。

2 理事長以外の理事は、この法人を代表しない。ただし、理事長の委任を受けた場合はこの限りでない。

（理事長）

第 4 条 理事長はこの法人を代表し、この法人の業務を統括して管理する。

（会長）

第 5 条 この法人に、任意の役職として会長を置くことができる。

2 会長は、理事会の承認を経て選任する。

3 会長は、この法人の運営に関し助言を行い、対外的な支援を行う。

4 会長は、この法人を代表せず、業務執行権を有しない。

（副理事長）

第 6 条 副理事長の職務権限は、法令、この法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

（1）理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

（2）毎事業年度 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

（細則）

第 7 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の議決により別に定めることができる。

（改廃）

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

この規則は、2022 年 5 月 24 日から施行する。(2022 年 5 月 24 日理事会決議)

この規則は、2026 年 5 月 26 日から施行する。(2026 年 5 月 26 日理事会決議)